

IT不祥事を防ぐために 知っておくべきIT資産管理の リスクマネジメント

～国内外の最新の摘発事例に基づく重大リスクとその対応策～

2018年12月5日

BSA | The Software Alliance

日本担当顧問

T M I 総合法律事務所

弁護士 石原 修

AGENDA

1. BSAについて
2. ソフトウェアライセンスの理解と管理の重要性
～法令と契約の基本を学ぶ～
3. 不正コピーの最新事例と発覚時の代償
4. 不正コピーを取り巻く新たな動向
5. リスクの予防には何が必要か？
6. 気をつけたい“誤解”と“落とし穴”
7. まとめ
8. BSAの教育啓発コンテンツ

1. BSAについて

～日本で活動を開始して26年～

BSA はグローバル市場において、世界のソフトウェア産業を牽引する業界団体。BSAの加盟企業は、世界中で最もイノベーティブな企業を中心に構成。

代表：ビクトリアA. エスピネル
(プレジデント 兼 CEO)



- 米国 1988年： 設立
- 日本 1992年： 活動開始
- 1995年： 違法コピーホットライン開設
- 2000年： 講師石原BSA日本担当顧問就任
- 2009年： 違法告発.com開設
- 2015年： 「違法コピーホットライン」 開設20周年
- 2018年： 日本活動開始26年



(2018年11月現在)

不正対策

知的財産の保護と
イノベーションの促進

非正規ソフトウェアの撲滅に努め
ソフトウェア産業の反映に尽力する

- ▶ グローバルな権利保護支援プログラム
- ▶ 政府への協力
- ▶ 不正対策広報
- ▶ 組織内不正コピー「情報提供窓口」設置

オンラインでの不正防止

インターネットを利用したあらゆる形式での
ソフトウェアの不正取引を阻止する

- ▶ ソフトウェア不正取引の防止
- ▶ クラウドでの不正コピーへの対応

コンプライアンス支援

あらゆる規模の組織に対し、正規ソフトウェ
アの価値についての理解を促進する

- ▶ ソフトウェア資産管理（SAM）
- ▶ 教育ツール&リソース

政策提言

グローバルアドボカシー

政府や利害関係者と連携し、
世界のソフトウェア産業が反映できる
法的枠組みと市場の構築を促進します

- ▶ 知的財産とイノベーションの保護
- ▶ グローバル市場の開放
- ▶ グローバルクラウドの促進
- ▶ プライバシーの保護
- ▶ サイバーセキュリティ

調査研究



**NAVIGATING
THE CLOUD**
ソフトウェア資産管理
が
以前に増して重要課題
となる理由



**グローバル
ソフトウェア調査
ライセンス
コンプライアンス
による機会獲得**



**グローバル
クラウドコンピ
ューティング
スコアカード**



**競争優位性
正規ソフト
ウェアがも
たらす
経済効果**



**データは
何をもたらすのか
データ
イノベーションが
実現する世界**

2. ソフトウェアライセンスの理解と 管理の重要性

～法令と契約の基本を学ぶ～

【問題】

次のうち、著作権侵害に該当しないものは、何問ありますか？

1. ソフトウェアをPCにインストールして利用するのは、ソフトウェアを複製し海賊版を製造するのとは異なり、そもそも複製に該当しないので、著作権を侵害しない。
2. ライセンスが足りなくなったので、とりあえずライセンス無しでソフトをインストールしたが、結局一度も使用しなかった。
3. 誰も使わなくなった処分用パソコンのソフトは、アンインストールせずに、別のパソコンにインストールする。
4. 客先に自分のPCを持ち込んで業務中、急遽ソフトが必要になったので、客先からインストールCDを借りてインストールさせてもらい、1時間だけ利用してアンインストールした。

まず、著作権法が、ソフトウェアの著作権をどのように定めているのか見てみましょう

著作権法の規定 「著作者と著作権者」

著作者とは、

「**著作物を創作する者**」 (法2条1項2号)

著作者と著作権者の関係

著作者は、「**著作者人格権**」及び「**著作権**」を享有する。(法17条1項)

それではソフトウェアは著作物でしょうか？

「著作物」とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう（法2条1項1号）

1. 思想又は感情の表現であること
2. 表現に創作性があること
3. 外部に表現されていること
4. 表現が文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものであること

著作物の例示（法10条1項）

この法律にいう著作物を例示すると、
おおむね次のとおり

1. 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
2. 音楽の著作物
3. 舞踊又は無言劇の著作物
4. 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
5. 建築の著作物
6. 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
7. 映画の著作物
8. 写真の著作物
9. **プログラムの著作物（1987年4月1日施行）**

今年施行31年

著作者の権利

著作者人格権（法18条～20条）

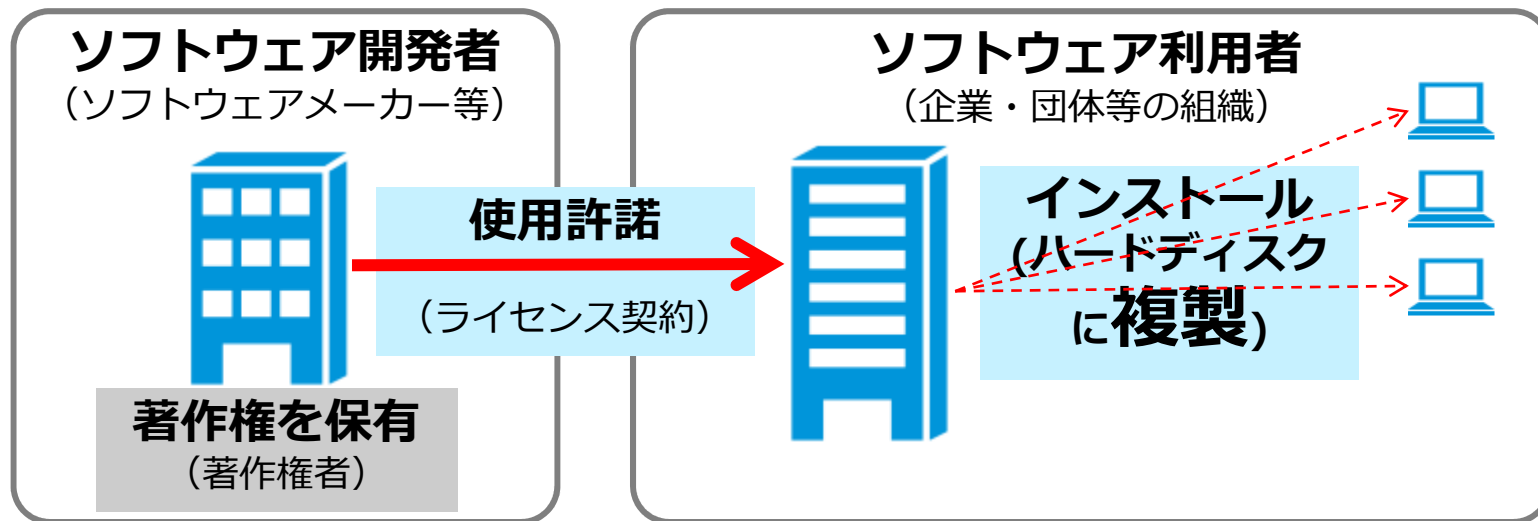
1. 公表権（法18条）
2. 氏名表示権（法19条）
3. 同一性保持権（法20条）
4. 名誉・声望保持権（法113条6項）

著作権（著作財産権）（法21条～28条）

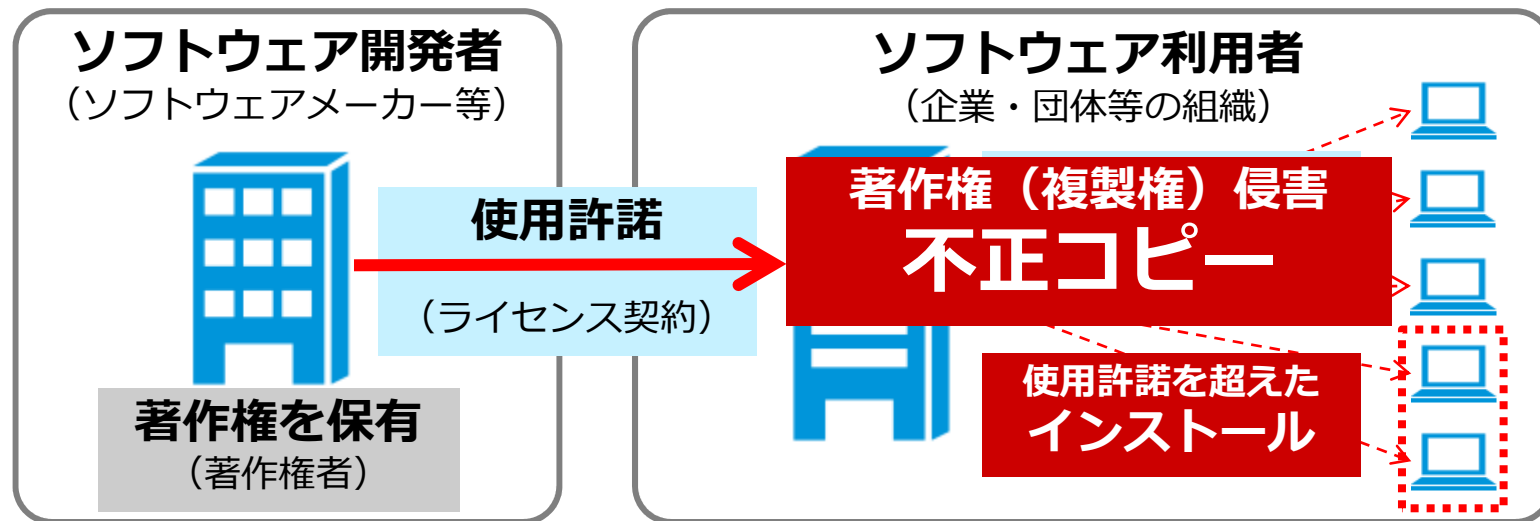
- 複製権（法21条）
- 上演、演奏権（法22条）
- 上映権（法22条の2）
- 公衆送信権（法23条）
- 口述権（法24条）
- 展示権（法25条）
- 頒布権（法26条）
- 譲渡権（法26条の2）
- 貸与権（法26条の3）
- 翻訳権、編曲権、変形権、翻案権（法27条）
- 二次的著作物の利用権（法28条）

権利の束

使用許諾に基づく適切なライセンス管理が行われていれば問題ありませんが・・・



ライセンスを管理しない、或いは管理が不十分だと不正コピーに陥りやすくなります



ライセンスとは（他人の著作物を利用する場合）

使用許諾 = ライセンス契約

- 利用する場合の対価（ライセンス料）
- 利用できる地域（テリトリー）
- 利用できる期間
- 複製できる回数 等

【著作権者から使用許諾（ライセンス）を受ける】

著作権法63条

- ① 著作権者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾することができる。
 - 著作権者の立場からすれば、許諾するかしないかは、著作権者の自由
- ② 前項の許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができる。
 - 利用方法及び条件は、著作権者が自由に決めることが出来る。
但し、相手がそれを受け入れるかどうかは別

3. 不正コピーの最新事例と発覚時の代償

【問題】

職場のパソコンにライセンスを超えてソフトをインストールした場合、最も重い刑事罰はどれですか？（窃盗は10年以下の懲役又は50万円以下の罰金）

1. 罰金 50万円
2. 罰金 1000万円
3. 懲役 10年
4. 罰金 50万円と懲役 10年の両方
5. 罰金 1000万円と懲役 10年の両方

【問題】

職場のPCに社員がライセンスを超えてソフトをインストールした場合、会社（法人）の刑事罰は？（窃盗は社員が会社のために盗んでも会社の刑事罰なし）

1. 窃盗と同様に刑事罰なし
2. 罰金 **1 0 0 0** 万円以下
3. 罰金 **5 0 0 0** 万円以下
4. 罰金 **1 億円**以下
5. 罰金 **3 億円**以下

民事訴訟例（損害賠償）

著作権侵害に関する判例（ビジネスソフトの場合）

司法試験予備校事件

約8,500万



東京地方裁判所

2001（H13）年5月16日判決

コンピュータスクール事件

約4,000万



大阪地方裁判所

2003（H15）年10月23日判決

民事訴訟例（損害賠償 / 違法コピー数の算出）

司法試験予備校事件

実際に検証していないPCも
侵害行為があったと推認

各コンピュータの使用態様は、本件検証の対象とされた136台と対象とされなかった83台との間で相違がないものと解するのが合理的であるから、校舎に存在した219台の全コンピュータに係る侵害行為によって得た被告の利益額は、上記136台分の利益額に136分の219を乗じた額と推認するのが相当である。

コンピュータスクール事件

削除の痕跡がなくても使用状況
から違法コピーがあったと推察

1. パソコンから違法コピーが削除されていても、パソコン内にその痕跡が残っていたパソコン
2. パソコンに例え違法コピーの痕跡がなくとも、使用状況等から、違法コピーがインストールされたと推察されるパソコン全部

両事件とも裁判前に、
裁判官が**証拠保全**
手続を実施



【民事訴訟法234条】

裁判所は、あらかじめ証拠調べをしておかなければその証拠を使用することが困難となる事情があると認めるときは、申立てにより、この章の規定に従い、証拠調べをすることができる

最近の主な証拠保全

2017年4月15日 熊本地裁、熊本県内の機械製造業者を違法コピーの疑いで証拠保全

BSAメンバー企業が代理人を通じてソフトウェアのインストール状況の自主調査を行うよう求めたが、提出された調査結果の内容は、BSAに寄せられた情報と大幅に乖離するものであり、証拠隠滅の可能性を危惧

2016年5月16日 津地裁、三重県内の会社を違法コピーの疑いで証拠保全

BSAメンバー企業が代理人を通じてソフトウェアのインストール状況の自主調査を行うよう求めたが、提出された調査結果の内容は、BSAに寄せられた情報や、メンバー企業が把握するユーザー登録数の分析結果などから、権利侵害を行っている蓋然性が高いと判断

2015年7月30日 京都地裁、京都市内の酒類販売業者を違法コピーの疑いで証拠保全

BSAメンバー企業が代理人を通じてソフトウェアのインストール状況の自主調査を行うよう求めたが、再三にわたる代理人の調査要請にも関わらず一向に回答がないことから、証拠隠滅の可能性を危惧

2014年10月8日 大阪地裁、大阪府内の中古車買取販売業者を違法コピーの疑いで証拠保全

BSAに寄せられた情報とメンバー企業が把握するユーザー登録情報などから、業務用パソコンでソフトウェアが無許諾でインストールされている蓋然性が高いとの判断

最近行われた証拠保全の概要 (2017年4月17日申立) (2017年5月30日実施) (2017年8月 4日和解)

2017年○月○日 BSA情報提供窓口へ、情報提供

BSA情報提供窓口へ、「設計会社であるA社がBSA加盟企業であるオートデスク及びマイクロソフトの複数のソフトウェアを権利者に無断で複製し利用している」との情報が提供される。

弁護士の調査・分析

BSA情報提供窓口へ提供された情報は担当弁護士が厳格に管理。担当弁護士が情報提供者より情報を聴取。情報提供の内容が具体的かつ詳細であったこと、権利者らが把握するユーザー登録数が僅少であったこと等から、A社が権利侵害を行っている蓋然性が高いとの判断に至る。

2017年4月17日 裁判所に対し証拠保全の申し立て

証拠隠滅の可能性も考慮し、権利者は代理人弁護士を通じ2017年4月17日付で裁判所に対して証拠保全の申立を行う。

最近行われた証拠保全の概要 (2017年4月17日申立) (2017年5月30日実施) (2017年8月 4日和解)

2017年5月30日 証拠保全実施

執行官が決定書を持参しA社に送達。直後に裁判官が、弁護士等協力のもとA社において証拠保全手続を実施。検証の結果、A社がオートデスクの「AutoCAD」「AutoCAD LT」「AutoCAD Civil 3D」マイクロソフトの「Microsoft Office Professional」「Microsoft Office Professional Plus」「Microsoft Excel」を権利者に無断で複製し利用していたことが判明。「Microsoft Office Professional」の一部については、商用利用の認められていない学生・教職員向けライセンスであるアカデミックパックを悪用した違法複製であったことも判明。

2017年5月30日以降 協議

A社による著作権侵害の解決に向け、オートデスク及びマイクロソフトの代理人弁護士が、A社との間で協議。

2017年8月4日 3000万円で和解

正規品小売価格の合計額を上回る総額3000万円で和解が成立。

最近行われた調停手続の概要 (2017年 9月26日申立) (2017年10月26日成立)

201○年○月○日 BSA情報提供窓口にて、情報提供

BSA情報提供窓口にて、「電子部品関連製造装置等の製造・販売会社グループであるA社がBSA加盟企業であるオートデスク及びマイクロソフトの複数のソフトウェアを権利者に無断で複製し利用している」との情報が提供される。

弁護士の調査・分析

BSA情報提供窓口にて提供された情報は担当弁護士が厳格に管理。担当弁護士が情報提供者より情報を聴取。情報提供の内容が具体的かつ詳細であったこと、権利者らが把握するユーザー登録数が僅少であったこと等から、A社が権利侵害を行っている蓋然性が高いとの判断に至る。

201○年○月○日 A社に対し自主監査の要請

オートデスク及びマイクロソフトは、代理人弁護士を通じ保有・管理するパソコンへのソフトウェアのインストール状況とライセンス保有状況の調査の実施を求める。

最近行われた調停手続の概要 (2017年 9月26日申立) (2017年10月26日成立)

201○年○月○日 調査結果

調査の過程で、A社においてアドビ システムズの「Adobe Acrobat」、オートデスクの「AutoCAD Inventor Suite」、「Autodesk Product Design Suite Ultimate」、マイクロソフトの「Microsoft Windows」、「Microsoft Office」、「Microsoft Project」を含む全14種類のソフトウェアの不正コピーが合計415本発見。

201○年○月○日以降 協議

この調査結果を踏まえて、代理人弁護士はA社との間で不正コピーされたソフトウェアの本数と賠償額について交渉したが協議まとまらず。

2017年9月26日 代理人弁護士が裁判所に調停申し立て

2017年10月26日 調停成立

①A社が著作権侵害品を消去（インストール）すること、②A社が1億7414万5543円の損害賠償金を支払うこと、③調停成立日から3年間監査を受ける義務を負うこと、等を内容とする調停条項に基づき、調停が成立

対策を講じていなければ、経営者の個人責任も

社内の違法コピー防止体制不備が“漫然と放置”され
代表者の責任が認定された事例

コンピュータスクール事件

約4,000万円



大阪地方裁判所
2003（H15）年10月23日判決

【判決】

大阪地裁は、以下の2点で重過失を認定し、会社の他、代取個人の責任（旧商法266条の3、現会社法429条1項）を認め約4,000万円の支払いを命じた。

1. 従業員の違法コピーを漫然と放置したこと
2. 違法コピーの防止に関する管理体制が不備であったこと

【問題】

職場でソフトウェアが違法にインストールされていたのを発見しました。適切な対応を選んでください。

1. 担当ではないので見なかったことにする
2. 不足分のライセンスを購入して埋め合わせる
3. 見逃せないなので、即座にアンインストールする
4. ITに詳しい知人に相談する
5. どう対応すべきかメーカーに相談する

【問題】

職場でソフトウェアが違法にインストールされていたのを発見しました。適切な対応を選んでください。

- ×** 2. 不足分のライセンスを購入して埋め合わせる

司法試験予備校事件で、司法試験予備校は『不正コピーが発覚した後に正規品を購入すれば、過去に不正コピーをしていた分についての損害賠償を一切支払う必要はない』と主張しましたが、裁判所は『**失当である**』と全面的に否定しました。

【問題】

職場でソフトウェアが違法にインストールされていたのを発見しました。適切な対応を選んでください。

【刑法第104条】

他人の刑事事件に関する証拠を隠滅した者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する



3. 見逃せないので、即座にアンインストールする

無断でアンインストール（削除）すると、著作権法違反被擬事件の証拠を隠滅したことになり、証拠隠滅罪に該当する可能性があります。

【問題】

職場でソフトウェアが違法にインストールされていたのを発見しました。適切な対応を選んでください。

無断でアンインストール（削除）すると、著作権法違反被擬事件の証拠を隠滅したことになり、証拠隠滅罪に該当する可能性があります。

【刑法第104条】

他人の刑事事件に関する証拠を隠滅した者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する

4. どう対応すべきか **メーカーに相談**する

和解例（損害賠償）

不正コピーの代償（財務的負担）が、 企業経営（組織運営）を大きく圧迫

| # | 損害賠償金額 | 種別 |
|---|-----------|------|
| 1 | 4億4,000万円 | 企業 |
| 2 | 3億1,500万円 | 企業 |
| 3 | 2億5,000万円 | 企業 |
| 4 | 2億1,000万円 | 学校法人 |
| 5 | 1億9,000万円 | 企業 |

※ B S A の情報提供窓口へ寄せられた情報に基づき発覚した
ビジネスソフトの組織内違法コピーについて、和解により解決した例

2018年11月1日現在

和解例 (損害賠償)- 従業員500名以下

多額の損害賠償は大企業だけの話ではない

2017年10月

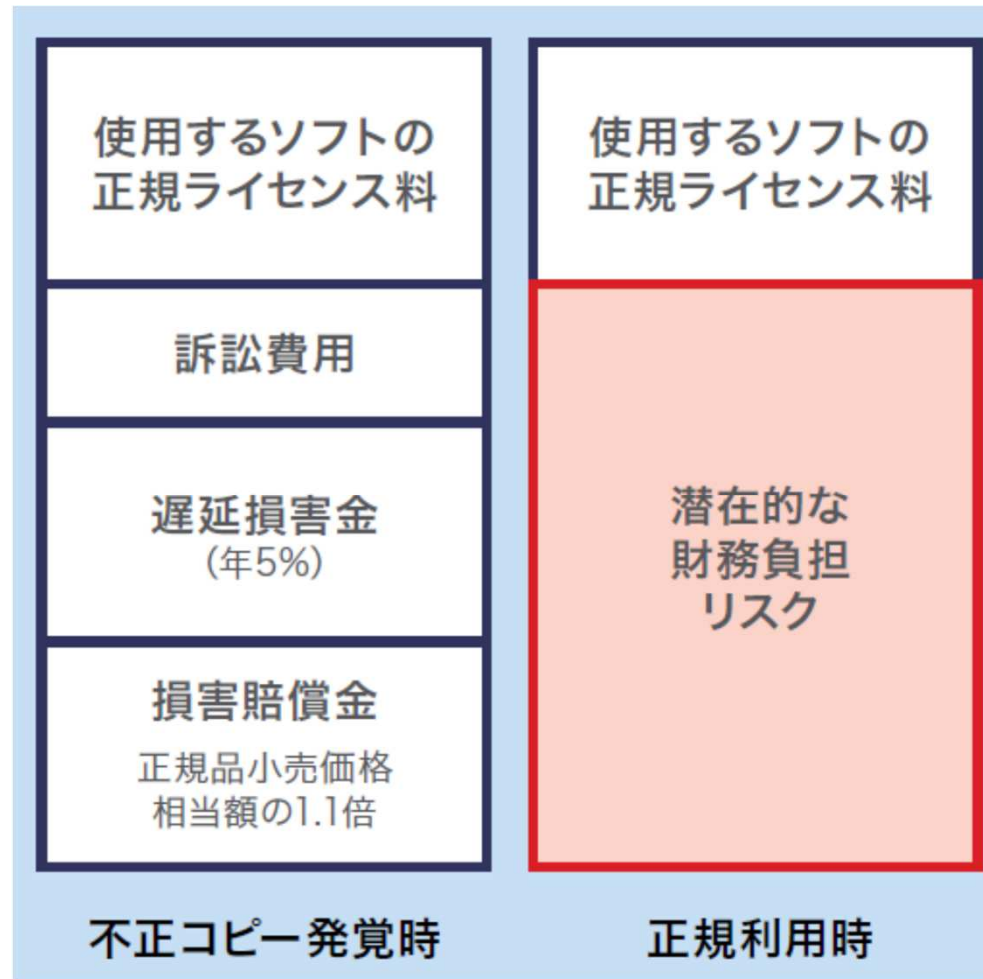
| # | 損害賠償金額 | 業種 |
|----------|------------------|---------------------------|
| 1 | 4億4,000万円 | ソフトウェア開発 |
| 2 | 1億7,000万円 | 電子部品装置等製造販売 |
| 3 | 1億4,000万円 | 金融 |
| 4 | 1億2,000万円 | 製造 |
| 5 | 1億0,900万円 | 基幹系業務システム・ソフトウェア開発 |

※ B S A の情報提供窓口に寄せられた情報に基づき発覚した
ビジネスソフトの組織内違法コピーについて、和解により解決した例

2017年8月

2018年11月1日現在

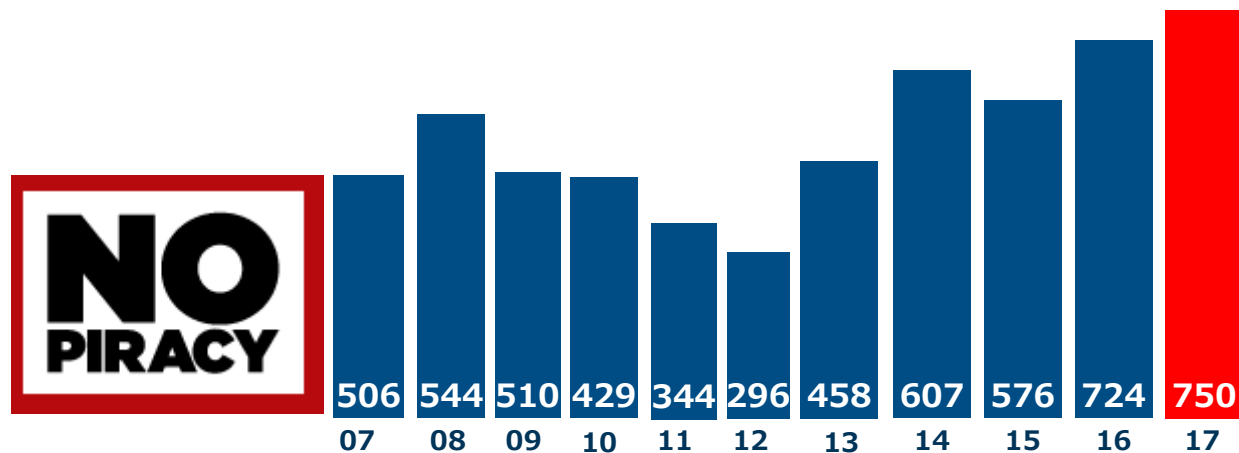
違法コピー発覚時の財務負担は大きい



きっかけは情報提供から

11年で5744件,年平均500件の不正コピー情報がBSAの情報提供窓口で報告されています。
2016年以降は毎年700件を超えています。

組織内不正コピーに関する情報提供数の推移



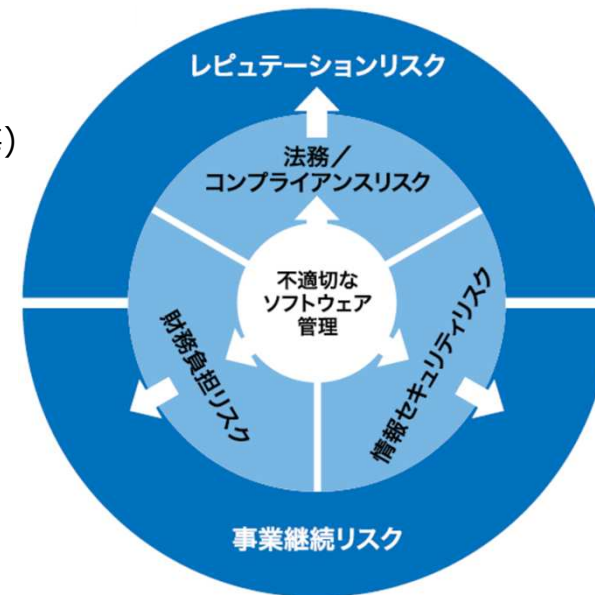
出典：bsa.or.jpの情報提供窓口を通じた通報件数

ソフトウェア管理を漫然と放置した場合のリスク

一次リスク

- 法務/コンプライアンスリスク
 - 不正コピー発覚時の賠償請求
 - 刑事罰
- 情報セキュリティリスク
 - ウィルス、スパイウェアの混在
 - ファイル交換ソフト (Winny、Share等)
 - 個人情報・機密情報漏洩
- 財務負担リスク
 - 予想しない追加購入等
 - 取締役の個人責任

管理不在のリスクイメージ



二次リスク

- レピュテーションリスク
 - マスコミ報道等で被害拡大
- 事業継続リスク
 - 顧客離れや取引停止等

不正コピー発覚時のリスクは広範かつ連鎖する虞れ

2017年に公表された個人情報漏洩事件数

386

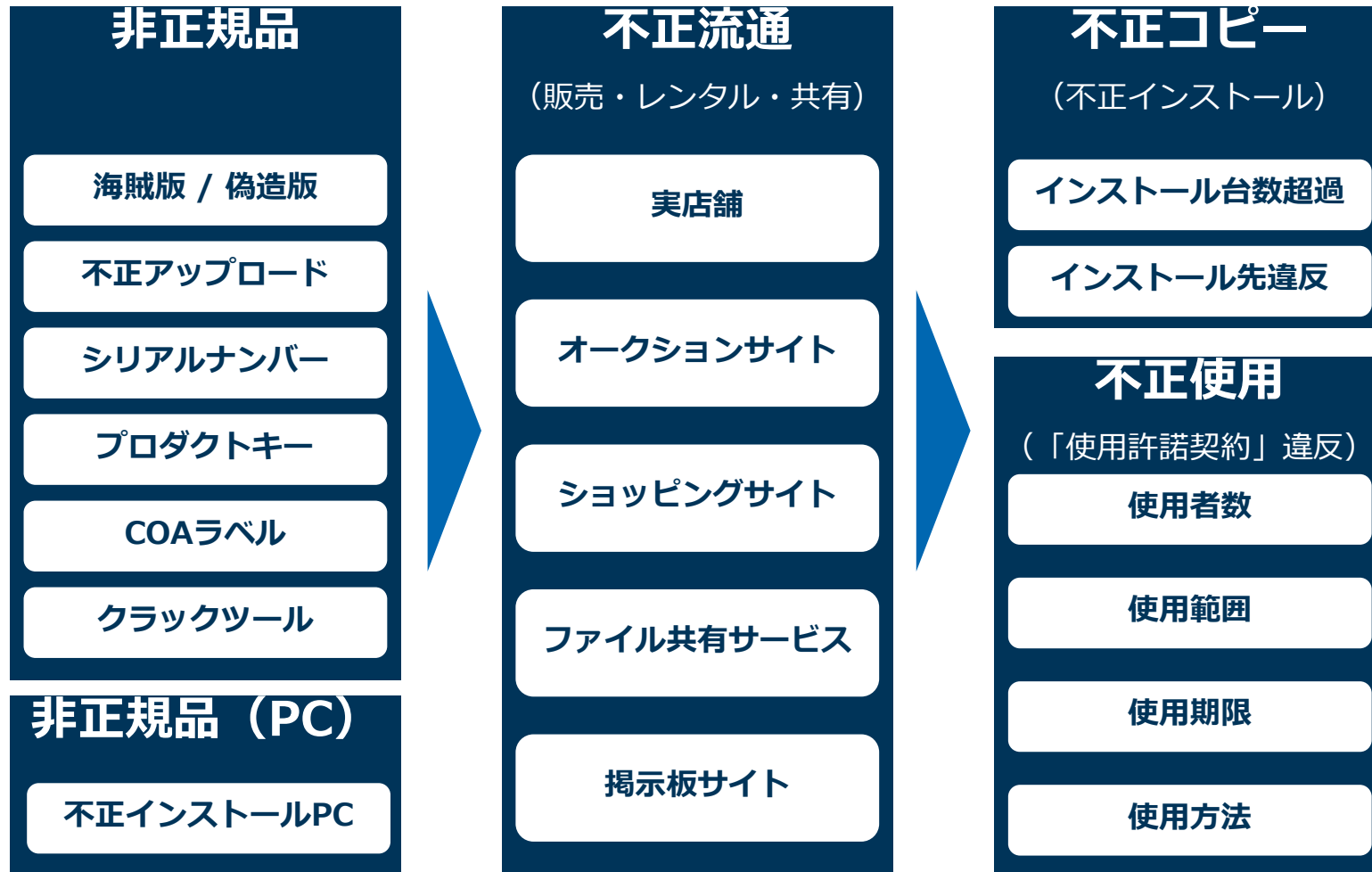
表面化しているのは氷山の一角
企業・組織における大きなリスク要因

| | |
|----------------|---------------|
| 漏洩人数 | 519万8,142人 |
| 想定損害賠償総額 | 1,914億2,742万円 |
| 一件あたりの漏洩人数 | 1万4,894人 |
| 一件あたり平均想定損害賠償額 | 5億4,850万円 |
| 一人あたり平均想定損害賠償額 | 2万3,601円 |

日本ネットワークセキュリティ協会 2017年情報セキュリティインシデントに関する調査
報告書～個人情報漏えい編 速報版～2018年6月25日

4. 不正コピーを取り巻く新たな動向

不正コピー・不正使用の態様



新たな法的対応

不正競争防止法 違反

私電磁的記録不正作出・供用罪

商標法 違反

従来の法的対応

著作権法 違反

各県警による活発なサイバー犯罪摘発

不正競争防止法 違反

秋田地方裁判所
(2016.7. 1)

使用制限付きの委託業務積算システムプログラム等を通常版として使用可能にするクラックプログラムの蔵置先URLをヤフオク! 落札者に通知し、インターネット回線を通じてダウンロードさせる形で提供

有罪判決
懲役2年6月（執行猶予4年）、
罰金200万円併科

長崎地方裁判所
(2016.01.12)

試用版「Adobe Creative Suite 6 Master Collection」を製品版として使用可能にするクラックプログラムとその使用方法を記載したマニュアルが保管されているストレージサイトのアドレスを提供

有罪判決
懲役2年（執行猶予4年）、
罰金100万円併科

宇都宮地方裁判所
(2014.12. 5)

試用版「Office 2013 Professional Plus」のライセンス認証システムによる認証を回避する目的でクラックツールを提供

有罪判決（初）
懲役1年6月（執行猶予3年）、
罰金50万円併科

福井簡易裁判所
(2014.10.15)

試用版「Office 2013 Professional Plus」のライセンス認証システムによる認証を回避する目的でクラックツールを提供

略式命令（初）
罰金50万円

私電磁的記録不正作出・同供用罪（商標法 違反含む）

宇都宮地裁
栃木支部
(2014.10.15)

- 「Microsoft Office」に類似する商標をウェブサイトに掲載（商標権侵害）
- マイクロソフト「TechNet」サービスの購入を、容疑者とは別人が手続をとった旨の虚偽の情報を記憶させた（私電磁的記録不正作出・同供用罪）

有罪判決（初）
懲役2年（執行猶予4年）、
罰金100万円（併科）

商標法 違反

長野地方裁判所
(2017.8.10)

マイクロソフトの商標権を付したプロダクトキーをネット販売した男性に対し、損害賠償を求めた

認容判決
損害賠償の支払い

宇都宮地方裁判所
(2016.6.24)

ヤフオク!「Adobe Photoshop」製品の認証を不正に回避するクラックプログラムが蔵置されたストレージサイトのURL及びクラックマニュアルを不正に販売する目的で、同社が登録を受けている商標に似せた商標を無許可で載せて不特定多数に閲覧させ、商品の広告を行っていた

有罪判決
懲役1年(実刑)
罰金100万円(併科)

福岡地方裁判所
(2015.2.2)

ネットオークションでのプロダクトキー出品・販売に際して、「Windows」に類似する商標を掲載し、商標権を侵害

有罪判決
懲役1年(執行猶予3年)
罰金50万円(併科)

宇都宮地方裁判所
栃木支部
(2014.10.15)

プロダクトキーやクラックツール販売を目的に、自身が運営するウェブサイトの広告に「Windows」に類似する商標を掲載

有罪判決(初)
懲役1年(執行猶予3年)
罰金100万円(併科)

各県警による活発なサイバー犯罪摘発

著作権法 違反

神戸地方裁判所
(2017.11.17)

メルカリで違法複製プログラム等を販売

有罪判決 (初)
懲役1年4月 (実刑)
罰金200万円

大阪地方裁判所
(2017.2.20)

インターネットオークションでのソフトウェアのダウンロード
販売した男性に対し販売価格での損害賠償を求めた

認容判決
損害賠償の支払い

松山地方裁判所
(2017.1.5)

「Microsoft® Windows® 8」のリカバリープログラムを、同
社の許諾なしにDVDに複製し、インターネットオークションで
販売

有罪判決
懲役1年 (執行猶予2年)
罰金30万円 (併科)

長崎地方裁判所
(2014.3.17)

「Office Professional Plus 2013」をDVDに複製し、大手オー
クションサイトを通じて正規品を大幅に下回る価格で販売

有罪判決
懲役1年 (執行猶予3年)
罰金30万円 (併科)

著作権法・商標法 違反

秋田地方裁判所
(2017.7.14)

「ヤフオク！」で違法複製プログラムを販売

有罪判決
懲役1年6月 (執行猶予3年)
罰金100万円

大田原簡易裁判所
(2017.6.26)

「ヤフオク！」で海賊版ソフトウェアを違法に販売

略式命令
罰金50万円

5. リスクの予防には何が必要か？

徹底した意識改革

リスク管理は徹底したいが、ソフトウェアは“目に見えず”
管理が容易ではない。管理徹底には強い意志・改革が必要。

必要なライセンスは
保有しているのか？

ライセンスがあると
証明できるのか？

どのPCに
何がインストール
されているのか？

台帳は整備
されているのか？

どこに何台のPCが
あるのか？

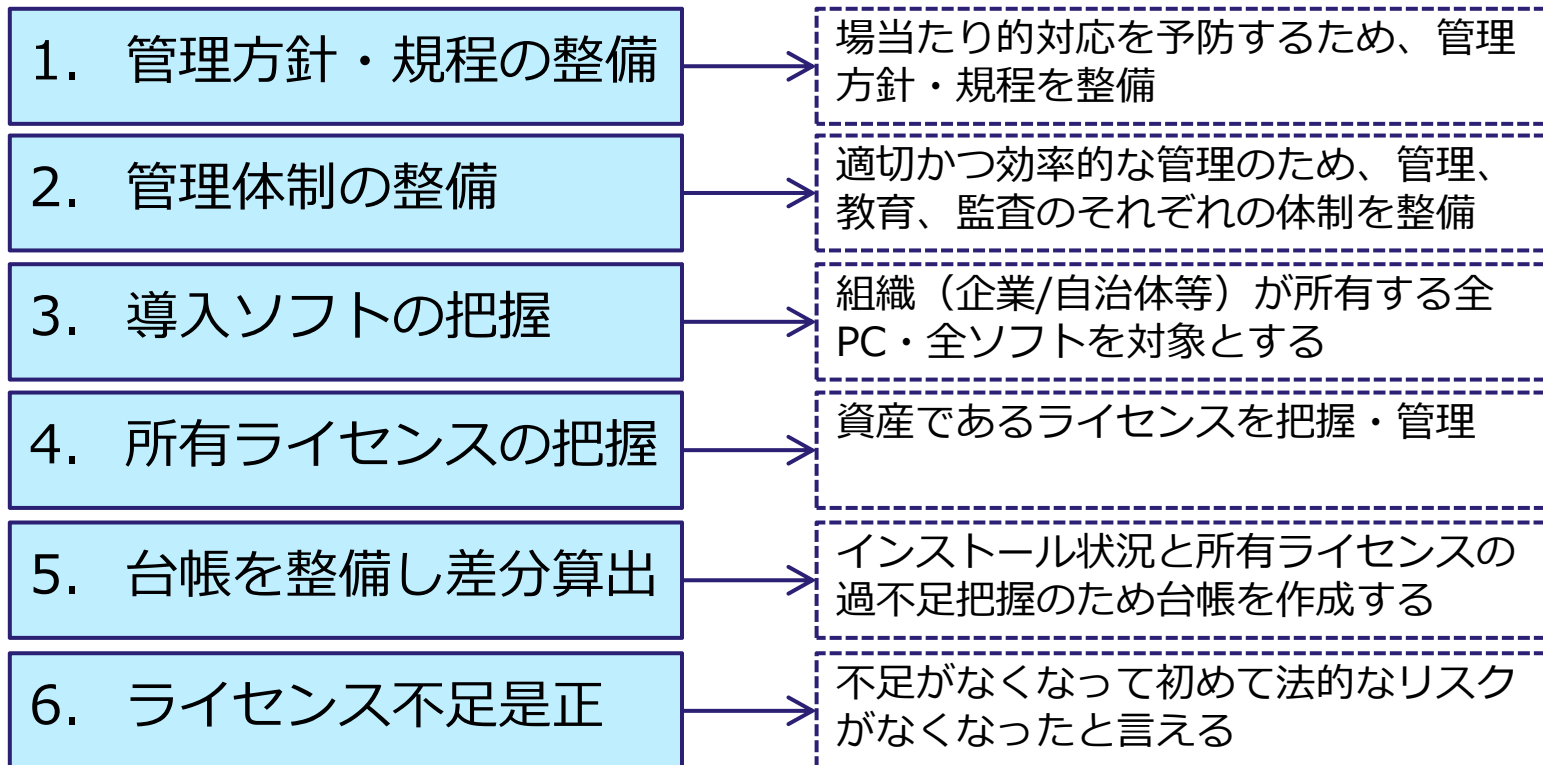


ツールで調査できない
スタンドアロンPCは、
台帳に反映されて
いたかどうか？

**全組織的な取組みと位置づけ、
部門横断的な組織を設置し管理を徹底する！**

全社的な現状把握

全PCを対象とした機関内監査（全数棚卸）が必要



メーカーとの間でライセンス数の認識に関して、
齟齬がないよう事前の相談が重要

定期的なレビュー

| | | |
|---------------|---|-----------------------------------|
| 1. 管理方針・規程の整備 | → | 場当たりの対応を予防するため、管理方針・規程を整備 |
| 2. 管理体制の整備 | → | 適切かつ効率的な管理のため、管理、教育、監査のそれぞれの体制を整備 |
| 3. 導入ソフトの把握 | → | 組織（企業/自治体等）が所有する全PC・全ソフトを対象とする |
| 4. 所有ライセンスの把握 | → | 資産であるライセンスを把握・管理 |
| 5. 台帳を整備し差分算出 | → | インストール状況と所有ライセンスの過不足把握のため台帳を作成する |
| 6. ライセンス不足是正 | → | 不足がなくなって初めて法的なリスクがなくなったと言える |
| 7. 定期的なレビュー | → | 4半期に1度、最低でも年に1度の割合でレビューを行い台帳を更新 |

適正な状態を保つため定期的なレビューが必要

6. 気をつけたい“誤解”と“落とし穴”

気をつけたい5つの誤解

1. 管理者がいるから大丈夫
2. 業者に任せているから大丈夫
3. 管理ツールを導入しているから大丈夫
4. 部門ごとに管理しているから大丈夫
5. インストール制限をしているから大丈夫

【誤解例 1】 管理者がいるから大丈夫

- 定期的に報告をさせているか？
- 著作権・ライセンス等を十分に理解しているか？
- その報告内容が正しいと言える根拠は？
- 定期的にレビューさせているか？
- 定期的に外部監査を受けているか？

リスクマネジメントの基本
～性善説で捉えてはいけない～

【誤解例 2】 業者に任せているから大丈夫

- 仕様通りか検収できているか？（例）
 - 仕様のないソフトウェアがインストールされている
 - プレインストール版を発注したはずが製品版が納品されていた
 - 納品物だけでは判らなかったが、権利を侵害した方法でキッティングが行われていた
- P C納入業者は、正規品を使用しているか？（例）
 - 不正コピーがインストールされたP Cの販売

ソフトウェアライセンスの知識が
不十分な業者も存在する

【誤解例 3】 管理ツールを導入しているから大丈夫

- ネットワークに接続されていない端末の情報は収集できない
- 把握できるソフトウェアの範囲は、ツールごとに異なる

ツールは、ライセンス管理業務を補助する道具で、万能ではない

【誤解例 4】 部門ごとに管理しているから大丈夫

- 全社的に責任をもつ部門が不在となり、管理状態にムラができる
- 性善説的な管理に陥りやすい
- 部門間での人事異動やパソコン移管の際に、台帳への記載漏れ等が発生しやすい
- 管理体制が漫然と放置されやすくなる

一元管理でなければリスクは高まる

【誤解例 5】 インストール制限をしているから大丈夫

- 制限をすり抜けインストールされるソフトウェアやウィルスの存在

インストール制限は万全ではない

気をつけたい3つの落とし穴

1. 納入先のコンプライアンス条件に抵触
2. 海外の事業所での不正コピー
3. クラウドサービス利用における不正誤用

【落とし穴1】 納入先のコンプライアンス条件に抵触

サプライチェーンCSR推進ガイドブック (JEITA)

多くの企業・団体で、コンプライアンスの一環として『CSR調達』を実施しガイドラインを制定しているが、人権・環境等とともに“知財保護”を「公正取引・倫理」の問題にとらえ、「他者の知的財産権を侵害しない」としたうえで、「コンピュータソフトウェアその他の著作物の違法な複製等も知的財産権の侵害にあたる。」と明言している。(JEITA 社団法人電子情報技術産業協会)

他にも

- カタログを制作会社に発注したが、その下請けのデザイナーが違法コピーソフトウェアを利用していた
- マーケティング資料を海外の企業に委託したが、違法コピーを利用して制作されていた

【落とし穴2】 海外の事業所 1

タイの日系企業に対する BSAとメンバー企業による立入調査

2014年 全立入調査数：209社 日系企業：12社（6%）
（製造業10社、設計・エンジニアリング業2社）

2015年 全立入調査数：238社 日系企業：8社（3%）
（製造業3社、設計・エンジニアリング業3社、
コンサル業1社、メディア1社）

2016年 全立入調査数：270社 日系企業：13社（5%）
（製造業11社、輸入・販売業1社、コンサル業1社）

2017年 全立入調査数：72社 日系企業：3社（4%）
（製造業2社、輸入・販売業1社）

2018年 全立入調査数：84社 日系企業：3社（3.5%）
（製造業2社、アニメ制作会社1社）

【落とし穴2】 海外の事業所 2 ベトナムの日系企業に対する BSAとメンバー企業による立入調査

2014年 日系企業：1社 A社 損害額 67,589米ドル

2015年 日系企業：3社 B社 損害額 42,016米ドル
C社 損害額 325,580米ドル
D社 損害額 96,674米ドル

2016年 日系企業：2社 E社 損害額 49,666米ドル
F社 損害額 2,146,410米ドル

【落とし穴2】 海外の事業所 3 刑事事件 警察の摘発

日本企業の現地事業所（支店、駐在事務所、子会社等）が現地の警察当局の摘発を受けた事例も多数

2018年：タイ

タイ警察経済犯罪部（ECD）が74社を摘発
日系企業 4社も対象

（産業用機器製造 2社、自動車部品製造 2社）

これらは氷山の一角

【落とし穴3】 クラウドサービス利用における不正誤用

登録IDを共用して利用する事例

サービスにログインする際に、単一のUser IDを利用して特定多数の者が同一IDでクラウドサービスを利用する。
(いわゆる使いまわしによる契約違反)

**サブスクリプション契約のライセンスと実際の
利用形態に齟齬がないよう管理をすることが重要**

7. まとめ

違法コピー予防のための管理、5つのポイント

1. 経営層が自ら意識を改革すること
2. 基本台帳（管理台帳）が存在すること
3. （定期的な全数棚卸に基づき）台帳の情報を更新するルールが存在すること
4. （第三者による監査の活用など）ルールが遵守されていることが検証されていること
5. 「不一致」が見つかった場合に適法な手段により是正されること

海外の事業所も上記を徹底



8. BSAの教育啓発コンテンツ

【ご案内】ダウンロードコンテンツ



ソフトウェアライセンスの 不備が誘発する リスクと対策

- 本日の講演内容を簡潔にまとめた資料
- ダウンロードのうえ
ご活用ください







http://bsa.or.jp/files/BSA_Risk.pdf

【ご案内】eラーニング・サービス

| | ソフトウェアライセンスを 初歩から解説 | コンプライアンス面から見た ライセンス管理の重要性を解説 |
|--------------|--|---|
| |  <p>いまさら聞けない ソフトウェア・ライセンス入門 » START! «</p> |  <p>トップマネジメントのための ソフトウェア・コンプライアンス入門 » START! «</p> |
| 公開版 | <ul style="list-style-type: none"> ● 社員のリテラシー教育に最適 ● 受講時間約20分 ● 受講管理者がいない、または受講管理が不要な組織向け | <ul style="list-style-type: none"> ● 経営陣の意識改革に最適 ● 受講時間約20分 ● 受講管理者がいない、または受講管理が不要な組織向け |
| 社内研修版 | <ul style="list-style-type: none"> ● 社員のリテラシー教育に最適 ● 受講時間約40分 ● 受講管理者によるしっかりした社内研修をお求めの組織に | <ul style="list-style-type: none"> ● 経営陣の意識改革に最適 ● 受講時間約40分 ● 受講管理者によるしっかりした社内研修をお求めの組織に |

まずは【BSA eラーニングサービス 総合案内】にアクセス！
www.bsa.or.jp/e-learning-info/

【ご案内】ソフトウェア資産管理サポート

| | 企業向け C-SAMポータル bsa.or.jp/csamportal/ | 公共機関向け P-SAMポータル bsa.or.jp/psamportal/ |
|---|--|--|
|  ドキュメントライブラリ 規程・台帳・様式類のひな型 | ○ | ○ 宮崎県の様式も公開中 |
|  講師紹介受付 講師への講演依頼フォームを掲載中 | ○ | ○ |
|  SAM構築事例 | × | ○ 神戸市、宮崎県、石川県の事例を公開中 |
|  リスクマネジメントの手引き | ○ | ○ |

Verafirm – 世界クラスのSAMツール(英語)

www.verafirm.org

あらゆる規模の企業が、ISOのベンチマークに基づいた
ソフトウェア資産管理プログラムを
理解、管理、認証するためのオンラインシステム



Verafirm

Smart. Simple. Efficient.

認定

モニタリング

マネジメント

エデュケーション

Verafirm – 世界クラスのSAMツール(英語)

www.verafirm.org

ソフトウェア資産管理に関する
世界クラスの認証、管理、教育ツールを提供

大企業向け



ソフトウェア資産管理プロセスがグローバルスタンダードに準拠していることを証明

「タイヤマハモーター」が、
タイの民間企業として
最初の認定を取得

中小企業向け



ソフトウェアライセンスをオンラインで管理する、シンプルで機能豊富なツール



第三者によるソフトウェアライセンスコンプライアンスの検証

サプライチェーン向け



統合されたサプライチェーンにおけるソフトウェアコンプライアンスを追跡するグローバル監視ツール

個人向け



ソフトウェア資産管理の実装方法に関するクラス最高水準のオンライン学習コース

Verafirm – 世界クラスのSAMツール(英語)

www.verafirm.org

2017年9月15日 BSAは世界基準のソフトウェア資産管理を実施する企業として“SAM Excellence Award 2017”をヤノエレクトロニクス（タイランド）に授与 ソフトウェア資産管理に関する世界クラスの認証、管理、教育ツールを提供

【プレスリリース概要】

BSAは、官民の諸組織が世界的基準・世界的なソフトウェア企業が認める方式に従ってソフトウェア資産管理を行えるように支援を行っており、企業方針、ソフトウェア管理のプロセスがその基準・方式に合致する組織に対し、SAM Excellence Awardを授与している。

ヤノエレクトロニクスのソフトウェア資産管理は、社内の良いガバナンスを助けソフト管理を行い、IT出費を1000万バーツ以上削減するという結果をもたらした。

同賞の受賞は、Microsoft、Adobe、Autodesk等、BSA会員であるソフトウェアメーカーによっても評価の対象となる。





BSA

Thank you

bsa.or.jp